

人間ドック・脳ドック

令和6年度に受検できる方
30歳以上(平成7年4月1日以前に
生まれた方)の組合員(任意継続組
合員を含む。)および被扶養者

本人負担額

検査費用の3割+消費税

※(共済組合の助成限度額)上限4万円

さらに

人間ドック「指定年齢対象者」助成

人間ドック検査費用の本人負担額から、さらに1万円助成

「指定年齢対象者」…年度中に35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳到達者

- 35歳(平成元年4月2日～平成2年4月1日)
- 40歳(昭和59年4月2日～昭和60年4月1日)
- 45歳(昭和54年4月2日～昭和55年4月1日)
- 50歳(昭和49年4月2日～昭和50年4月1日)
- 55歳(昭和44年4月2日～昭和45年4月1日)
- 60歳(昭和39年4月2日～昭和40年4月1日)

人間ドック・脳ドック受検の流れ

- 1 実施機関へ検査日時、注意事項の確認・予約
- 2 「人間ドック・脳ドック検査承認申請書」を共済事務担当課へ提出
- 3 共済組合より「人間ドック利用承認証」「脳ドック利用承認証」の交付
- 4 人間ドック・脳ドックの検査日に上記交付書類と組合員証(保険証)を実施機関の窓口に提示
- 5 検査費用を直接窓口で支払う

共済組合の承認を受けないまま
受検した際は、全額自己負担
となる場合があります。
申請はお早めをお願いします。

●実施機関は共済組合ホームページをご覧ください。 [ホーム](#) ▶ 人間ドック

ぜひ、この機会に人間ドック・脳ドックを受けて、ご自身の健康管理にお役立てください

被扶養者のみなさんへ

メタボは万病のもと! 受けよう! ▶ 特定健康診査

特定健康診査(以下「特定健診」)は、40歳から74歳までの方が年に1回ご自身の健康を確かめる方法です。
組合員の方は勤務先で受ける健康診断が特定健診の代わりになります。被扶養者のみなさんには共済組合から
「特定健診のご案内」と「受診券」を5月下旬にお送りしています。

被扶養者のみなさんは、各市町村で行っている集団健診
もしくは共済組合が契約を結んでいる実施機関(全国約
3,000カ所)で特定健診を受けられます。

●実施機関は共済組合ホームページをご確認ください。

[ホーム](#) ▶ [健診・セミナー・貯金・貸付\(福祉事業\)](#)
[保健事業](#) ▶ [特定健康診査](#)・[特定保健指導](#)

こんな方は

特定健診を受けなくても大丈夫

- 人間ドックを受検される方
- パート先で健康診断を受けている方
パート先で受けた「健康診断の結果」等を共済組合
へ提出してください。
※提出書類については5月下旬に送付している「特定健診
のご案内」をご確認ください。

特定健診にかかる費用は
共済組合が負担しますので、
自己負担はありません。



【お問い合わせ先】福祉課 TEL 076-263-3366